

大阪大学研究倫理審査委員会委員名簿

所属・職名	氏名	区分	任期	備考
医学系研究科・教授	加藤和人	第5条第1項 第2号	H28.4.1～ H30.3.31	委員長
医学系研究科・教授	熊ノ郷淳	第5条第1項 第1号	H27.4.1～ H29.3.31	
医学系研究科・准教授	恵口豊	第5条第1項 第1号	H28.4.1～ H30.3.31	
医学系研究科・准教授	宮川周士	第5条第1項 第1号	H28.4.1～ H30.3.31	
医学系研究科・准教授	國府力	第5条第1項 第1号	H28.11.1～ H30.10.31	
薬学研究科・教授	辻川和丈	第5条第1項 第1号	H28.11.1～ H30.10.31	副委員長
薬学研究科・准教授	中山博之	第5条第1項 第1号	H28.4.1～ H30.3.31	
微生物病研究所・准教授	村上良子	第5条第1項 第1号	H28.4.1～ H29.3.31	
微生物病研究所・准教授	中山英美	第5条第1項 第1号	H28.11.1～ H30.10.31	
蛋白質研究所・教授	古川貴久	第5条第1項 第1号	H28.11.1～ H30.10.31	
文学研究科・教授	浜渦辰二	第5条第1項 第2号	H28.11.1～ H29.3.31	
大阪大学名誉教授	渡辺惺之	第5条第1項 第2号	H28.11.1～ H30.10.31	
吹田市医師会副会長	御前治	第5条第1項 第2号	H28.11.1～ H30.10.31	
弁護士	小関伸吾	第5条第1項 第2号	H28.11.1～ H30.10.31	
大阪家庭裁判所 参与員	鈴木輝子	第5条第1項 第2号	H28.11.1～ H30.10.31	
臨床心理士	吉田瑞子	第5条第1項 第2号	H28.11.1～ H30.10.31	
医学系研究科・特任助教(常勤)	小門穂			オブザーバー
経営企画オフィス・特任講師 (常勤)	大屋知子			オブザーバー

〔大阪大学研究倫理審査委員会規程抜粋〕

第5条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 科学面から研究を総合的に審査するに必要な優れた知識と経験を有する者 若干名
- (2) 倫理及び法律を含む人文・社会科学並びに一般の立場を含む社会の多様な視点から研究を総合的に審査するに必要な優れた知識と経験を有する者 若干名
- (3) その他総長が指名した者

- 2 委員のうち、2名以上は本学の職員以外の者(委員就任前5年間において本学に所属していた者及び本学と利害関係を有していた者を除く。)とし、かつ、その半数以上は前項第2号の委員とする。
- 3 委員のうち、本学の職員については、教授又は准教授とする。
- 4 委員は、自らが実施する研究が審査を受けるときは、当該研究の審査に加わることができない。
- 5 委員会の委員は、総長が委嘱する。
- 6 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が任期中に辞任した場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任を妨げない。